

I 総 説

—— 釧路市消防の主要施策 ——

総 説

—— 釧路市消防の主要施策 ——

国内では、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの災害に見舞われており、特に平成7年に発生した阪神・淡路大震災と平成23年に発生した東日本大震災の経験と教訓は忘れられないものとなりました。

そのような中、令和6年も、元日に発生した令和6年能登半島地震や8月に発生した台風第10号をはじめとする風水害などの多くの自然災害に見舞われ、多くの人的・物的被害が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の5類感染症に位置づけが変更されましたが、猛暑による熱中症への対応等もあり、依然として救急業務は厳しい状況に置かれています。そのため、平日日中時間帯に活動する救急隊「レタラ救急隊」を増隊し、運用を開始しました。

釧路市は、千島海溝周辺海溝型巨大地震による大きな被害が想定される地域であることから、釧路市防災総合訓練や防災ワンデーなどのイベントを通じて防災意識の高揚に努め、釧路市民と一体となって「災害に強いマチ」を目指し防災体制の強化を図っております。また、釧路市民防災センターには、地震体験、初期消火体験、煙体験、応急救護体験等の各種体験施設や、一人ひとりに合った災害時避難計画地図を作成することが出来る防災マイ・まっぷシステムを導入しており、子どもから大人まで楽しみながら防火・防災の知識と行動力を培うことができます。

更に、幅広い層へ防火への理解と関心を持ってもらうよう秋季消防演習と消防防災フェス2024を同時開催し、火災予防啓発の更なる普及促進に努めました。

釧路市における将来の人口動態を見据えた、より効率的な消防体制をとるために、平成25年に移転統合した東分署・平成26年に移転統合及び分団施設を併設した愛国支署の新庁舎を整備して、消防署所の適正配置・配置人員・部隊運用等の見直しを行いました。また、庁舎の老朽化や耐震性の問題から令和2年10月に白糠支署、11月には防災拠点として分団施設を併設した西消防署の新庁舎を整備、さらに、令和8年度に向け、津波避難施設としての機能も備えた、分団施設併設の大楽毛支署の庁舎建設に着手し、地域住民の安全と安心の確保に向けて今まで以上の消防体制の充実を図っています。

主 要 施 策

1 災害対策の推進

(1) 地域防災力の向上

地震・津波等の災害に対する啓発・教育の推進を図るため、消防防災フェスティバル・防災ワンデー等のイベントの実施、市民防災センターを活用した災害等の体験学習を通して防災意識や防災行動力の向上に努める。

自主防災組織や関係機関等と連携し、防火防災の普及啓発活動の展開を図る。

2 消防体制の充実強化

(1) 施設の拡充

消防組織体制、救急体制の充実強化を図るとともに、消防署・消防分団の統合等を検討し地域防災力の向上を目指し、機動性の確保及び適正な消防力の維持に努める。

(2) 消防装備の拡充

消防車両を更新し、消防力の増強を図る。

防火衣、特殊災害用資器材、消防活動用資器材等を更新し、各種災害への対応力強化及び安全性の向上を図る。

(3) 消防体制の拡充

消防活動の根幹を成す高機能消防指令施設の更新事業に着手するとともに、消防通信機器整備の推進により、より迅速な消防活動開始に努める。

消防職・団員の知識及び技術向上のため、訓練研修及び訓練施設の整備に努める。

(4) 消防水利の整備

水利未整備地域への消火栓新設及び老朽消火栓の更新を行い、消防水利の拡充を図る。

震災時の同時多発火災等に備え防火水槽の修繕に努めるとともに、老朽防火水槽の埋め戻し等を行い安全性の向上を図る。

3 救急体制の充実強化

(1) 装備の拡充

高規格救急車の更新により、救急装備の高度化を図る。

救急資器材の更新により、救急活動の対応力強化及び安全性の向上を図る。

(2) 救急体制の拡充

救急救命士及び救急有資格者を養成し、救急体制の維持及び救命効果の向上を図る。

令和3年度から運用が開始された「指導救命士を中心とした教育体制」の継続、発展のため、指導救命士の計画的な養成を図る。

救急救命士の気管挿管（ビデオ硬性喉頭鏡によるものを含む）及び処置拡大2行為の資格取得に努め、高度な救急救命処置の維持を図る。

消防隊にAED（自動体外式除細動器）を配置し、救急隊との連携（PA連携）体制を充実させ、救命効果の向上に努める。

(3) 救急隊の増隊

救急需要の増大に対応するため、様々な角度から調査・研究を重ねた結果、令和6年度から平日日勤時間帯に活動する救急隊を増隊することとなった。